

認可特定保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正後	現行
Ⅱ 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢 Ⅱ－3－1－1 意義 Ⅱ－3－1－2 主な着眼点 Ⅱ－3－1－3 監督手法・対応 <u>Ⅱ－3－5 利用者の保護等</u> <u>Ⅱ－3－5－1 顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条）</u> <u>Ⅱ－3－5－1－1 主な着眼点</u> <u>認可特定保険業者が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、認可特定保険業者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。また、保険募集人についても上記に準じて必要な対応を検討するものとする。</u> <u>Ⅱ－3－5－1－2 監督手法・対応</u>	Ⅱ 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1 法令等遵守（コンプライアンス）態勢 Ⅱ－3－1－1 意義 Ⅱ－3－1－2 主な着眼点 Ⅱ－3－1－3 監督手法・対応 <u>Ⅱ－3－5 利用者の保護等</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

認可特定保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<u>日常の監督事務や、不祥事件届出書を通じて把握された認可特定保険業者の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第272条の22に基づき報告を求めることを通じて、認可特定保険業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。特定保険業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第132条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第133条に基づき業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。また、保険募集人についても上記に準じて必要な対応を検討するものとする。</u> Ⅱ－3－5－2 利用者に対する説明責任、適合性原則 [略] Ⅱ－3－5－2－1 利用者保護を図るための留意点 (1)～(5) [略] Ⅱ－3－5－2－2 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(17) [略] Ⅱ－3－5－3 保険金等支払管理態勢 Ⅱ－3－5－3－1 意義	Ⅱ－3－5－1 利用者に対する説明責任、適合性原則 [同左] Ⅱ－3－5－1－1 利用者保護を図るための留意点 (1)～(5) [同左] Ⅱ－3－5－1－2 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(17) [同左] Ⅱ－3－5－2 保険金等支払管理態勢 Ⅱ－3－5－2－1 意義

認可特定保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正後	現行
Ⅱ－3－5－ <u>3</u> －2 主な着眼点	Ⅱ－3－5－ <u>2</u> －2 主な着眼点
Ⅱ－3－5－ <u>3</u> －3 監督手法・対応	Ⅱ－3－5－ <u>2</u> －3 監督手法・対応